

令和6年度 公文書開示状況（令和6年5月決定分）

保健医療局

表の見方

< 決定区分 > について

- ・ 開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条> について

- ・ 一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・ 各号に定める非開示事項は以下のとおりです。
 - 7条1号 法令秘情報
 - 7条2号 個人情報
 - 7条3号 事業活動情報
 - 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
 - 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
 - 7条6号 行政運営情報
 - 7条7号 任意提供情報
 - 7条8号 特定個人情報
 - 7条9号 死者の個人番号

< 公文書の件名 > について

- ・ 特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・ 決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

< 公文書の総枚数 > について

- ・ CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1	2	3	4	5	6	7	8	9	不開示理由等	所 局 局 部 課 等
										号	号	号	号	号	号	号	号			
15	R6. 4. 23	R6. 5. 16	薬局、店舗販売業、卸売販売業、医薬品特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所、多摩立川保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内）（令和6年3月31日現在、開設の届出を受けている施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤法人住所、⑥法人電話番号、⑦初回許可年月日、⑧許可の別（高度管理医療機器販売業・貸与業台帳のみ）に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
16	R6. 4. 18	R6. 5. 16	理容所、美容所、クリーニング所、旅館施設（ホテル、簡易宿泊含む）、公衆浴場、興行場台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内）（令和6年3月31日現在、開設を確認した施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業形態（クリーニング所、旅館施設、公衆浴場、興行場に限る。）、⑤開設者名（法人の場合は法人名）、⑥許可年月日又は確認年月日、⑦許可番号又は確認番号に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
17	R6. 5. 1	R6. 5. 16	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和令和6年4月1日から同月30日までに、新規に開設又は再開の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設又は再開年月日及び⑥開設又は再開届出日に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
18	R6. 5. 1	R6. 5. 16	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和6年4月1日から同月30日までに、新規に許可又は再開をした施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名及び⑤開設又は再開年月日に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
19	R6. 5. 1	R6. 5. 17	薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年4月1日から同月30日までに、新規に営業を確認した施設（保健所が廃止を確認した施設を含む）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤廃止又は休止年月日及び⑥廃止又は休止届出日に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
20	R6. 5. 1	R6. 5. 16	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年3月1日から同月31日までに、開設の届出を受けた施設（ただし、廃止を除く。）の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤業務の種類（あ・は・き・柔の別）（施術所台帳のみ）及び⑥開設届出日に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
21	R6. 5. 15	R6. 5. 21	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所）（令和6年3月1日から同月31日までに、新規に営業を確認した施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④確認年月日、⑤営業者名に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
22	R6. 5. 1	R6. 5. 17	美容所台帳 西東京市において令和6年4月13日から令和6年5月15日までに新規に営業を確認した施設（ただし、廃止を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者名、⑤確認年月日、⑥法人代表者名（ただし⑥は営業者が法人の場合のみ）に限る。	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
23	R6. 5. 1	R6. 5. 17	施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年4月1日から令和6年4月30日までに新規に開設の届出を受けた施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名（法人の場合は、⑤法人所在地、⑥法人電話番号）。）	1	1															保健医療局 保健政策部 保健政策課
24	R6. 5. 1	R6. 5. 21	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年4月1日から令和6年4月30日までに新規に営業を確認した施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名（法人の場合は、⑤法人所在地、⑥法人代表者名、⑦法人電話番号）。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
25	R6. 5. 1	R6. 5. 21	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年4月1日から同月30日までに、開設の届出を受けた施設（ただし、廃止を除く。）の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤業務の種類（あ・は・き・柔の別）（施術所台帳のみ）及び⑥開設届出日に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
26	R6. 5. 1	R6. 5. 21	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年4月1日から同月30日までに、新規に営業を確認した施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④確認年月日、⑤営業者名に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
27	R6. 5. 1	R6. 5. 22	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年4月1日から令和6年4月30日までに、開設を許可又は確認している施設（ただし、廃止を除く。）の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤営業者所在地、⑥営業者電話番号、⑦法人代表者氏名、⑧確認年月日及び⑨確認番号（ただし、⑤及び⑦は営業者が法人の場合に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
28	R6. 5. 1	R6. 5. 22	食品関係営業台帳（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和6年4月11日から令和6年4月30日までに新規に営業の許可を受けた施設（ただし、法改正に伴い改めて許可を受けた施設、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、露店及び廃業は除く。）に係る①屋号、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤許可年月日、⑥法人代表者名、⑦法人所在地及び⑧法人電話番号（ただし、⑥、⑦及び⑧は申請者が法人の場合のみ。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
29	R6. 5. 1	R6. 5. 22	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（武蔵野市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和6年4月11日から令和6年4月30日までに新規に開設届受理した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名及び⑤開設届出年月日に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
30	R6. 5. 1	R6. 5. 22	薬局台帳（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和6年4月11日から令和6年4月30日までに新規に開設の許可を受けた施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名及び⑤許可年月日に限る。ただし、上記期間内に該当の施設が存在した場合に限る。）	1															当該公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	保健医療局 保健政策部 保健政策課
31	R6. 5. 1	R6. 5. 22	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（国分寺市（多摩立川保健）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所）（6年4月11日から令和6年4月30日までに新規に開設を確認した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名及び⑤確認年月日に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
32	R6. 5. 1	R6. 5. 22	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年4月1日から同月30日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんばら船、屋形船、行商、自動販売機、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業種も含む）、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦初回許可年月日又は初回届出年月日、⑧有効期間始期及び⑨許可又は届出番号（ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課
32	R6. 5. 1	R6. 5. 22	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和6年4月1日から同月30日までに廃止の届出を受けている施設（ただし、自動車、臨時、移動、てんばら船、屋形船、行商、自動販売機は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業種も含む）、⑤開設者名、⑥開設者電話番号、⑦廃止届出年月日及び⑧許可又は届出番号（ただし、⑥は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）	1																保健医療局 保健政策部 保健政策課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
33	R6. 5. 1	R6. 5. 22	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年4月1日から同月30日までに開設を確認した施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥確認年月日及び⑦確認番号（ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。）に限る。） 理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和6年4月1日から同月30日までに廃止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥廃止届出年月日及び⑦確認番号（ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。）に限る。）		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
34	R6. 5. 2	R6. 5. 22	食品関係営業台帳（飲食店営業）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ管内保健所における令和6年4月1日から令和6年4月30日までに、新規に営業の許可を受けた施設（ただし、法改正に伴い改めて許可を受けた施設、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、露店、行商及び廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④業種（従業員も含む）、⑤営業者名（法人の場合は法人名）、⑥新規許可年月日、⑦法人電話番号、⑧法人所在地に限る。ただし、上記期間内に該当する施設が存在した場合に限る。）		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
35	R6. 5. 2	R6. 5. 22	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和6年4月1日から令和6年4月30日までに新規に営業を確認した施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者名（法人の場合は法人名）、⑤確認年月日、⑥法人電話番号、⑦法人所在地に限る。）		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
36	R6. 5. 2	R6. 5. 23	施術所台帳（あはき）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和6年5月1日現在、開設の届出を受けた施設（ただし、廃止を除く。）の①施設名称、②施設所在地、③施設郵便番号、④開設者名、⑤施設電話番号、⑥開設年月日、⑦業務の種類（あ・は・きの別）に限る。）		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
37	R6. 5. 14	R6. 5. 28	食品関係営業台帳（立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市（多摩小平保健所））（令和6年3月29日から令和6年5月13日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設（ただし、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設、自動車販売、臨時販売、移動販売、自動販売機、行商、廃業届を受けた施設、廃業を確認した施設及び法改正に伴い新法に基づく許可又は届出を受けたことにより廃業処理を行った施設は除く。）に係る①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④申請者氏名、⑤初回許可年月日又は届出年月日、⑥営業の種類（大・小）、⑦法人代表者名、⑧法人所在地、⑨法人電話番号（ただし、⑦、⑧及び⑨は申請者が法人の場合のみ。）及び⑩許可番号又は届出番号に限る。）		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
38	R6. 5. 14	R6. 5. 28	診療所台帳、歯科診療所台帳（立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市（多摩立川保健所）、調布市及、府中市（多摩府中保健所）、小平市、清瀬市及、東久留米市（多摩小平保健所））（令和6年3月29日から令和6年5月13日までに新規に開設届を受理した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤開設届出年月日及び⑥法人所在地（ただし、⑥は開設者が法人の場合のみ。）に限る。） 施術所台帳（立川市、国立市、東大和市、（多摩立川保健所）、府中市（多摩府中保健所）、東久留米市（多摩小平保健所））（令和6年3月29日から令和6年5月13日までに新規に開設届を受理した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤開設届出年月日及び⑥業務の種類（あ・は・き・柔の別）に限る。）		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
39	R6. 5. 14	R6. 5. 28	薬局台帳（立川市、東大和市（多摩立川保健所）、府中市、調布市（多摩府中保健所）、小平市、東久留米市（多摩小平保健所））（令和6年3月29日から令和6年5月13日までに新規に開設を許可した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日及び⑥開設者所在地（ただし、⑥は開設者が法人の場合のみ）に限る。）		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
40	R6. 5. 14	R6. 5. 28	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（立川市、国立市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市、東久留米市（多摩小平保健所））（令和6年3月29日から令和6年5月13日までに新規に開設を確認した施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤確認年月日、⑥代表者名、⑦営業者所在地、⑧営業者電話番号及び⑨営業形態（ただし、⑥、⑦及び⑧については営業者が法人の場合のみ。⑨はクリーニング所台帳のみ。）に限る。）		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
41	R6. 4. 30	R6. 5. 14	令和5年度東京都地域医療学生研修（指定医療機関見学会）の実施に伴う経費の支出について（報償費及び特別旅費）	18		1				1		1						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条4号）公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	保健医療局医 療政策部医療 人材課
42	R6. 5. 9	R6. 5. 17	令和6年度有床診療所等スプリングラー等施設整備事業に係る申請予定施設一覧	1	1														保健医療局医 療政策部救急 災害医療課
43	R6. 5. 23	R6. 5. 29	医療法人社団〇〇の役員名簿（平成30年8月31日現在）			1					1	1						・対象部分は、当該法人の役員個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。 ・対象部分は、公にすることにより、当該法人の競争上の地位が損なわれる可能性があると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当する。	保健医療局医 療政策部医療 安全課
44	R6. 5. 17	R6. 5. 30	令和6年度 医療施設近代化施設整備事業計画調査票（ただし、開設者名、施設名、事業の種類、総事業費及び整備事業期間の項目に限る。）	4	1														保健医療局医 療政策部医療 政策課
45	R6. 4. 24	R6. 5. 8	令和6年4月24日時点において医薬品製造業、医薬品製造販売業、医薬部外品製造業、医薬部外品製造販売業、化粧品製造業、化粧品製造販売業の許可を受けている事業者の一覧 （許可番号、氏名、製造所又は事務所の名称、製造所又は事務所の所在地、許可有効期間の終期）		1														保健医療局健 康安全研究セ ンター広域監 視部薬事監視 指導課
46	R6. 5. 12	R6. 5. 24	『保健医療局健康安全部薬務課において実施している薬業連携推進事業に係る以下の書類 ・令和3年度「薬業連携推進事業」に関するアンケート結果＜医療機関＞ ・令和3年度「薬業連携推進関係者連絡会」報告書（意見・提案の概要） ・令和4年度「薬業連携推進事業」に関するアンケート結果＜医療機関＞ ・令和4年度「薬業連携推進事業」に関するアンケート結果＜保険薬局＞ ・令和4年度「薬業連携推進関係者連絡会」報告書（意見・提案の概要） ・令和5年度「薬業連携推進事業」に関するアンケート結果＜医療機関＞ ・令和5年度「薬業連携推進事業」に関するアンケート結果＜保険薬局＞ ・令和5年度「薬業連携推進関係者連絡会」報告書（意見・提案の概要）』	74	1														保健医療局健 康安全部薬務 課
47	R6. 3. 25	R6. 5. 24	健康被害救済過去の処理状況一覧（令和6年3月22日時点）	16		1				1								（東京都情報公開条例 第7条第2号） 被接種者名は特定の個人を識別することが できるものであるため。 また、区市町村名、区市町村起案番号、区長 名、接種詳細情報は、開示することにより、他 の情報と照合することで特定の個人であると識 別される可能性があるため。	保健医療局感 染症対策部医 療体制整備第 二課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
48	R6. 5. 14	R6. 5. 28	健康被害救済過去の処理状況一覧（令和6年5月14日時点）	17	1				1									（東京都情報公開条例 第7条第2号） 被接種者名は特定の個人を識別することができるものであるため。 また、区市町村名、区市町村起案番号、区長名、接種詳細情報は、開示することにより、他の情報と照合することで特定の個人であると識別される可能性があるため。	保健医療局感染症対策部医療体制整備第二課
49	R6. 4. 2	R6. 5. 31	〇〇、医療法人社団〇〇、株式会社〇〇にかかる実施計画書、週次報告書、交付申請書、撤回・変更申請書、実績報告書、請求書、現地調査確認事項 〇〇にかかる実施計画書、週次報告書、交付申請書、実績報告書、請求書 5福保感防第703号「東京都PCR等検査無料化事業の交付決定の取消しについて（通知）」 5保医感二第743号「東京都PCR等検査無料化事業の交付決定の取消しについて」 5保医感二第1077号「東京都PCR等検査無料化事業の交付決定の取消しについて」	2052	1				1	1	1		1					（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため （7条3号） 事業者・製造販売業者に係る情報であり、公にすることにより競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条4号） 公にすることにより、犯罪予防に支障を及ぼす恐れがあるため （7条6号） 公にすることにより、調査手法・内容等が明らかになることで、今後の不正疑い案件に関する正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、当該事業の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるため	感染症対策部医療体制整備第二課
50	R6. 5. 22	R6. 5. 31	令和3年2月、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言により、東京都（西新宿）において、人流抑止等の措置により、人流が少なくなったことが分かる文書				1											請求のあった文書については、作成及び取得していないため	保健医療局感染症対策部調査・分析課